

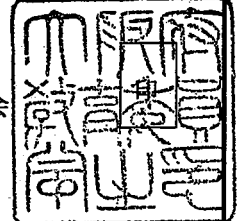
開示請求に係る補正通知書

教総第1208号

令和4年4月18日

様

大阪府教育委員会



あなたが令和4年3月24日付けで提出された個人情報開示請求書は、次のとおり不備がありますので、大阪府個人情報保護条例第17条第4項の規定により補正を求めます。

個人情報開示請求書に記載された請求に係る個人情報の内容等	私が平成31年度(令和元年度)以降に教育委員会あて請求した行政文書公開請求書のうち、本日現在で当該公開請求に係る決定が未済のもの全て。
補正を要する事項	「公開請求に係る決定が未済のもの」について、決定内容を明確にしてください。
補正の期限	令和4年5月9日
補正書提出先 (担当課(室・所))	教育庁教育総務企画課 広報・議事グループ (電話 06-6941-0351 (内線 3475))
添付書類等補正に必要な情報	
備考	令和4年4月6日付け教総第1102号により行った補正通知は補正の期限が明示されていませんでしたので、取り消します。本通知に基づき補正を行ってください。

注： 期限までに補正できない場合は、担当課(室・所)まで申し出てください。